

様式

福津市個人情報保護法施行条例（骨子案）市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	市（実施機関）の考え方
1	市民に具体的なわかりやすい説明をしていただきたい。個人情報が漏洩されて、偏見や差別による人権侵害はあってはならない。私たちにとって不利益になることが起こりうることを前提に自治体として、このことを国に問うていただきたい。	個人情報保護法第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」とその理念が掲げられています。 具体的には、第 66 条で「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と安全管理措置義務が規定されており、これを国の機関である個人情報保護委員会が一元的に監視監督することとなっています。
2	改正後の条例の名称は「個人情報保護条例」とし、現行の福津市個人情報保護条例の基本的理念を後退させることのないよう、市民の基本的人権の保障はもとより、情報主体としての市民の権利を規定してほしいと考えます。	令和 5 年 4 月 1 日から個人情報保護法が全国共通のルールとして一律に適用されます。このことに伴い、現行条例に規定する事項の多くが法で規律されることとなるため、法の施行に関して条例で定めることを委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を規定することから「法施行条例」を名称としています。 法第 3 条では「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」とその理念が掲げられており、現行条例第 1 条は情報主体である個人に対して自己の個人情報の開示、訂正等を請求する権利を規定していますが、法においてもこれに相当する内容が規定されています。
3	福津市には、「福津市情報公開・個人情報保護審査会規則」しかないため、審査会のチェック機能を高めるため、「福津市情報公開・個人情報保護審査会条例」を別途制定し、詳細を定めておく必要があると考えます。審議会の意義や役割もはっきりと規定する必要があります。今後も審議会が自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにしてください。	福津市においては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関として、福津市附属機関設置条例で全体的に規定しており、その組織及び運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関の規則で定めています。 福津市情報公開・個人情報保護審議会規則第 2 条第 2 項で「審議会は、制度改善に係る事案について検討し意見を述べるができる。」と規定しているところ、その機能を統合する福津市情報公開・個人情報保護審査会規則を改正するにあたり、同項に相当する内容を規定する予定としています。

様式

福津市個人情報保護法施行条例（骨子案）市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	市（実施機関）の考え方
4	個人情報、本人から収集するよう努めることを責務として条例に規定してください。どうしてもできない場合は、審議会により調査・審議・意見陳述がされるようにしてください。	個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており（第 61 条）、また、不正手段による取得も禁止されています（第 64 条）。加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています（第 66 条第 1 項）。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており（第 75 条第 1 項）、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されないとされています。 福津市情報公開・個人情報保護審議会規則第 2 条第 2 項で「審議会は、制度改善に係る事案について検討し意見を述べることができる。」と規定しているところ、その機能を統合する福津市情報公開・個人情報保護審査会規則を改正するにあたり、同項に相当する内容を規定する予定としています。
5	現行条例の水準を絶対に低下させない条例としてください。	令和 5 年 4 月 1 日から個人情報保護法が全国共通のルールとして一律に適用されます。このことに伴い、現行条例に規定する事項の多くが法で規律されることとなるため、法の施行に関して条例で定めることを委任された事項及び条例で定めることが許容される事項において現行条例を鑑みながら、福津市個人情報保護法施行条例を制定するものです。

※個人情報保護法・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

現行条例・・・・・・福津市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 10 号）